

[重要事項 1①]

重要事項説明書（訪問リハビリテーション）

1 事業所の概要

事業所名	公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 （訪問リハビリテーション）
所在地	広島県尾道市御調町高尾1348番地6
事業所指定番号	3454180013（広島県指定）
管理者・連絡先	藤井 真澄
	電話番号 0848-76-0373
通常のサービス提供地域	尾道市・三原市・府中市・世羅郡世羅町

2 事業所の職員体制等

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	社会福祉士	1名		指導・管理
医師	医師	1名		医学的管理
理学療法士	理学療法士	3名		訪問リハビリ（理学療法）
作業療法士	作業療法士	0名		訪問リハビリ（作業療法）
言語聴覚士	言語聴覚士	0名		訪問リハビリ（言語聴覚療法）

3 営業時間

月～金 13:00～17:00（これ以外の時間帯も随時相談に応じています）

連絡先	0848-76-0373（みつぎの苑）
-----	---------------------

4 利用料その他の費用額

介護保険（及び介護予防）給付の1割又は2割、3割（市町の交付する「介護保険負担割合証」に記載）

（1）介護保険サービスの利用料は介護給付費の1割で、以下の金額となります。

2割負担者は2倍、3割負担者は3倍の金額となります

- |  |                 |
|--|-----------------|
| ① 訪問リハビリテーション費（1回20分以上）                      | 308円/回          |
| ② 短期集中個別リハビリテーション実施加算<br>（退院・退所又は要介護認定後3月以内） | 200円/日          |
| ③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算<br>（退院・退所又は訪問開始後3月以内） | 240円/回          |
| ④ 退院時共同指導加算<br>（医療機関の退院前カンファレンスにリハビリスタッフ参加）  | 600円/回          |
| ⑤ サービス提供体制強化加算（勤続年数7年以上の理学療法士等）              | 6円/回            |
| ⑥ リハビリマネジメント加算 イ（リハビリ会議、情報伝達等）               | 180円/月          |
| ⑦ リハビリマネジメント加算 ロ（リハビリ会議、情報伝達等）               | 213円/月          |
| ⑧ 医師が利用者又はその家族に説明した場合、上記（リハビリマネジメント加算）に加え、   | 270円/月          |
| ⑨ 中山間地域等における小規模事業所加算                         | 1回につき所定単位数×10%  |
| ⑩ 同一建物の利用者に対する減算                             | 1回につき所定単位数×-10% |
- ※ 通常の実施地域以外への訪問については、介護給付費の1割のほかに別途費用（1kmにつき37円、通常の実施地域を越えた地点から利用者宅まで）が必要となります。

（2）支払い方法

毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、訪問時に現金でお支払いください。希望に応じて振り込みなどの方法も検討させていただきます。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

5 キャンセル等

（1）訪問リハビリテーションサービスを中止または中断する場合は、事前にご連絡下さい。

## 6 当事業所のサービスの方針等

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」は、地域包括ケアシステムのなかで公立みつぎ総合病院とともに、訪問リハビリテーションの担い手として在宅ケアの中核の役割を担っています。当事業所は、保健・医療・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者の自立支援とQOL（生活の質）の維持向上を目指します。

## 7 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、当事業所担当者および管理者のほかに、次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括支援センター	電話番号 0848-76-2495 FAX番号 0848-77-0033 責任者 所長 内海 香恵 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
-----------------	---

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等の相談ができます。

尾道市御調保健福祉センター内健康福祉係	所在地 広島県尾道市御調町市107番地1 電話番号 0848-76-2235 FAX番号 0848-77-0033 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
尾道市高齢者福祉課 ・介護保険係 ・高齢者福祉係	所在地 広島県尾道市久保一丁目15番1号 電話番号 0848-38-9440 電話番号 0848-38-9137 FAX番号 0848-37-7260 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
広島県国民健康保険団体連合会 ( 国保連 )	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9126 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15

○また、要介護認定についての不服審査の窓口は以下のとおりです。

広島県介護保険審査会	所在地 広島県尾道市古浜町26-12 広島県東部厚生環境事務所 厚生課 厚生推進係 電話番号 0848-25-2011 FAX番号 0848-25-2461 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
------------	--

## 8 事業主体の概要

事業主体	尾道市 (種別：市町村)
代表者名	尾道市病院事業管理者 突 沖 満 則
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111 (代表)
当地域の概要	当地域では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を実践し、保健・医療・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環として位置づけられています。
当地域の介護保険サービス	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設、介護老人保健施設

## 9 第三者評価の実施状況 第三者評価は受審していません

改定 令和8年4月1日

## 苦情相談解決に向けて

— 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 —  
( 訪問リハビリテーション )

指定訪問リハビリテーション事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日、厚生省令第37号）第83条の規定により、公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」が提供する指定訪問リハビリテーションサービスに関する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 所 長 藤井真澄
- 2 苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」理学療法士 内海信洋  
通常窓口（連絡先） 電話 0848-76-0373
- 3 第三者委員 尾道市御調地区介護保険推進委員会  
(尾道市御調保健福祉センター内 電話 0848-76-2235)

### 苦情解決の方法

- 1 苦情の受付  
面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける。
- 2 苦情受付の報告・確認  
苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者に報告する。
- 3 苦情解決のための話し合い  
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。

苦情処理検討委員 (苦情解決責任者) 所 長 藤井真澄  
(苦情受付担当者) 理学療法士 内海信洋

#### 4 市町村等の照会

- 尾道市北部地域包括支援センター 電話 (0848) 76-2495
- 利用者在住の市町の介護保険担当課 (要介護認定に関する問い合わせも含む)
  - ・尾道市福祉保健部高齢者福祉課介護保険係 電話 (0848) 38-9440
  - 高齡者福祉係 電話 (0848) 38-9137
  - ・三原市保健福祉部高齢者福祉課介護保険係 電話 (0848) 67-6240
  - ・府中市健康福祉部医療介護保険課介護保険係 電話 (0847) 40-0222
  - ・世羅町福祉課高齢者地域包括支援係 電話 (0847) 25-0072
- 広島県国民健康保険団体連合会 (国保連) 電話 (082) 554-0783
- (要介護認定に関する不服審査窓口は) 広島県介護保険審査会  
(広島県東部厚生環境事務所厚生課厚生推進係) 電話 (0848) 25-2011

[重要事項1②]

重要事項説明書（介護予防訪問リハビリテーション）

1 事業所の概要

事業所名	公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 （介護予防訪問リハビリテーション）
所在地	広島県尾道市御調町高尾1348番地6
事業所指定番号	3454180013（広島県指定）
管理者・連絡先	藤井 真澄
	電話番号 0848-76-0373
通常のサービス提供地域	尾道市・三原市・府中市・世羅郡世羅町

2 事業所の職員体制等

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	社会福祉士	1名		指導・管理
医師	医師	1名		医学的管理
理学療法士	理学療法士	3名		訪問リハビリ（理学療法）
作業療法士	作業療法士	0名		訪問リハビリ（作業療法）
言語聴覚士	言語聴覚士	0名		訪問リハビリ（言語聴覚療法）

3 営業時間

月～金 13:00～17:00（これ以外の時間帯も随時相談に応じています）

連絡先	0848-76-0373（みつぎの苑）
-----	---------------------

4 利用料その他の費用の額

介護保険（及び介護予防）給付の1割又は2割、3割（市町の交付する「介護保険負担割合証」に記載）

（1）介護保険サービスの利用料は介護給付費が1割の場合、以下の金額となります。

2割負担者は2倍、3割負担者は3倍の金額となります

- ① 訪問リハビリテーション費（1回20分以上） 298円/回
- ② 短期集中リハビリテーション実施加算  
（退院・退所又は要介護認定後3月以内） 200円/日
- ③ サービス提供体制強化加算（勤続年数7年以上の理学療法士等） 6円/回
- ④ 退院時共同指導加算（医療機関の退院前カンファレンスにリハビリスタッフ参加）  
600円/回
- ⑤ 中山間地域等における小規模事業所加算 1回につき所定単位数×10%
- ⑥ 同一建物の利用者に対する減算 1回につき所定単位数×-10%
- ⑦ 長期間の利用者に対する減算  
（利用開始月の属する月から12月超、3月に1回以上会議未実施、厚生労働省へリハビリ計画書データ未提出） 1回につき所定単位数-30円

※ 通常の実施地域以外への訪問については、介護給付費の1割のほかに別途費用（1kmにつき37円、通常の実施地域を越えた地点から利用者宅まで）が必要となります。

（2）支払い方法

毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、訪問時に現金でお支払いください。希望に応じて振り込みなどの方法も検討させていただきます。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

5 キャンセル等

（1）介護予防訪問リハビリテーションサービスを中止または中断する場合は、事前にご連絡ください。

## 6 当事業所のサービスの方針等

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」は、地域包括ケアシステムのなかで公立みつぎ総合病院とともに、介護予防訪問リハビリテーションの担い手として在宅ケアの中核の役割を担っています。当事業所は、保健・医療・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者の自立支援とQOL（生活の質）の維持向上を目指します。

## 7 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、当事業所担当者および管理者のほかに、次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括支援センター	電話番号 0848-76-2495 FAX番号 0848-77-0033 責任者 所長 内海 香恵 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
-----------------	---

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等の相談ができます。

尾道市御調保健福祉センター内健康福祉係	所在地 広島県尾道市御調町市107番地1 電話番号 0848-76-2235 FAX番号 0848-77-0033 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
尾道市高齢者福祉課 ・介護保険係 ・高齢者福祉係	所在地 広島県尾道市久保一丁目15番1号 電話番号 0848-38-9440 電話番号 0848-38-9137 FAX番号 0848-37-7260 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9126 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15

○また、要介護認定についての不服審査の窓口は以下のとおりです。

広島県介護保険審査会	所在地 広島県尾道市古浜町26-12 広島県東部厚生環境事務所 厚生課 厚生推進係 電話番号 0848-25-2011 FAX番号 0848-25-2461 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
------------	--

## 8 事業主体の概要

事業主体	尾道市 (種別: 市町村)
代表者名	尾道市病院事業管理者 突 沖 満則
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111 (代表)
当地域の概要	当地域では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を実践し、保健・医療・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環として位置づけられています。
当地域の介護保険サービス	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設、介護老人保健施設

## 9 第三者評価の実施状況 第三者評価は受審していません

改定 令和8年4月1日

## 苦情相談解決に向けて

— 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 —  
( 介護予防訪問リハビリテーション )

指定介護予防訪問リハビリテーション事業の人員及び運営に関する基準（平成18年3月14日、厚生労働省令第35号）第83条の規定により、公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」が提供する指定介護予防訪問リハビリテーションサービスに関する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 所長 藤井真澄
- 2 苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」理学療法士 内海信洋  
通常窓口（連絡先） 電話 0848-76-0373
- 3 第三者委員 尾道市御調地区介護保険推進委員会  
(尾道市御調保健福祉センター内 電話 0848-76-2235)

### 苦情解決の方法

- 1 苦情の受付  
面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける。
- 2 苦情受付の報告・確認  
苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者に報告する。
- 3 苦情解決のための話し合い  
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。

苦情処理検討委員 (苦情解決責任者) 所長 藤井真澄  
(苦情受付担当者) 理学療法士 内海信洋

#### 4 市町村等の照会

- 尾道市北部地域包括支援センター 電話 (0848) 76-2495
- 利用者在住の市町の介護保険担当課 (要介護認定に関する問い合わせも含む)
  - ・尾道市福祉保健部高齢者福祉課介護保険係 電話 (0848) 38-9440
  - 高齡者福祉係 電話 (0848) 38-9137
  - ・三原市保健福祉部高齢者福祉課介護保険係 電話 (0848) 67-6240
  - ・府中市健康福祉部医療介護保険課介護保険係 電話 (0847) 40-0222
  - ・世羅町福祉課高齢者地域包括支援係 電話 (0847) 25-0072
- 広島県国民健康保険団体連合会 (国保連) 電話 (082) 554-0783
- (要介護認定に関する不服審査窓口は) 広島県介護保険審査会  
(広島県東部厚生環境事務所厚生課厚生推進係) 電話 (0848) 25-2011